

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得実習講習 受講済み者の『実習受講証』発行について

薄暑の候、各位におかれましては益々ご清栄の程お慶び申し上げます。

さて、みだしの件について、過去に当会にて実施した平成30年度整備主任者技術研修を受講済みの整備主任者で二級整備士の方は、表記の資格取得講習（実技）を受講済み扱いとすることができるようになりました。よってその方には、『実習受講証』を発行しますので、ご多忙とは思いますが、振興会教育課まで取りに来ていただきますようお願い申し上げます。その際、『実習受講証』の記載内容の確認をいたしますので、整備士資格の合格証書の写しを持参してください。

新たな認証制度の詳細は、国土交通省等のホームページよりご確認ください。

今後実施する、令和2年度及び3年度整備主任者技術研修を同様の扱いとする予定ですので、上記の方については「受講済み扱い」となることを踏まえた受講者の人選をお願いいたします。

なお、現在の新型コロナウイルス感染拡大状況によりますが、恒例の整備主任者技術研修とは別に、『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習3時間コース』を実施する予定をしており、別途ご案内いたします。